

いじめ問題対策連絡協議会について（関係法令 一部抜粋）

いじめ防止対策推進法

【第14条 第1項】

地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会をおくことができる。

【第14条 第3項】

前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実行的に行うようにするため、必要があるときは、教育委員会に付属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

春日部市いじめ防止条例

【第8条】

法第14条第1項の規定により春日部市いじめ問題対策連絡協議会を置く。

【第9条】

対策連絡協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) いじめの防止等のための対策に必要な事項の連絡調整に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、いじめの防止等のための対策に関する事。

【第10条】

前2条に定めるもののほか、対策連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

春日部市いじめ問題対策連絡協議会規則

【第1条】

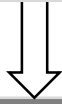
この規則は、春日部市いじめ防止条例第10条の規定に基づき、春日部市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

【第3条】 対策連絡協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 春日部市小学校長会会員
- (2) 春日部市中学校長会会員
- (3) 春日部市PTA連合会を代表する者
- (4) 青少年育成春日部市民会議を代表する者
- (5) 春日部市青少年育成推進協議会を代表する者
- (6) 埼玉県越谷児童相談所を代表する者
- (7) 春日部警察署を代表する者
- (8) 学識経験者
- (9) 春日部市自治会連合会を代表する者
- (10) 春日部市民生委員・児童委員協議会を代表する者
- (11) 春日部地区保護司会を代表する者
- (12) 人権共生課長
- (13) くらしの安全課長
- (14) こども育成課長
- (15) 指導課長
- (16) 社会教育課長
- (17) その他教育委員会が必要と認める者

いじめ防止対策推進法



春日部市いじめ防止基本方針

【 第2章1 いじめの防止等のための春日部市が実施する施策 】

連絡協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- ・いじめの防止等に関する関係団体等の連携
- ・市が実施するいじめの防止等に関する取組の推進及び啓発
- ・春日部市基本方針に定める内容の点検及び見直しに係る意見聴取
- ・市が実施するいじめの防止等に関する施策に対する専門的な見地からの助言